

神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月1日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第20号

神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例施行規則等の一部を改正する規則

(市民の住環境等をまもりそだてる条例施行規則の一部改正)

第1条 神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例施行規則(平成6年3月規則第107号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(確認申請等に係る届出等) 第2条の2 [略] 2 条例第5条の2第1項の規定による届出は、次表の(あ)欄に掲げる確認申請等の種類及び同表の(い)欄に掲げる工作物の種類に応じ、同表の(う)欄に掲げる図書を添付した様式第1号による事前届出書を提出して行わなければならない。	(確認申請等に係る届出等) 第2条の2 [略] 2 条例第5条の2第1項の規定による届出は、次表の(あ)欄に掲げる確認申請等の種類及び同表の(い)欄に掲げる工作物の種類に応じ、同表の(う)欄に掲げる図書を添付した様式第1号による事前届出書を提出して行わなければならない。

号	(あ)	(い)	(う)
	確認申請等の種類	工作物の種類	図書の種類
(1)	[略]	[略]	[略]
(2)	法第88条第1項において準用する法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は法第88条第1項において準用する法第18条第2項若しくは第4項の規定による通知	[略]	[略]
	法第88条第2項において準用する法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は法第88条第2項において準用する法第18条第2項若しくは第4項の規定による通知	[略]	[略]

3、4 [略]

号	(あ)	(い)	(う)
	確認申請等の種類	工作物の種類	図書の種類
(1)	[略]	[略]	[略]
(2)	法第88条第1項において準用する法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は法第88条第1項において準用する法第18条第2項の規定による通知	[略]	[略]
	法第88条第2項において準用する法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は法第88条第2項において準用する法第18条第2項の規定による通知	[略]	[略]

3、4 [略]

(建築物の安全性の確保等に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例施行規則（平成20年6月規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(建築主、設置者等の変更等)</p> <p>第6条 条例第11条第1項の規定による届出をしようとする建築主（建築設備の設置者及び工作物の築造主を含む。以下この条及び次条において同じ。）は、様式第1号による選定（変更）届に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第6条第1項（法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第6条の2第1項（法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第</p>	<p>(建築主、設置者等の変更等)</p> <p>第6条 条例第11条第1項の規定による届出をしようとする建築主（建築設備の設置者及び工作物の築造主を含む。以下この条及び次条において同じ。）は、様式第1号による選定（変更）届に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第6条第1項（法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第6条の2第1項（法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第</p>

2 項において準用する場合を含む。以下同じ。)又は第18条第3項若しくは第4項(法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により交付を受けた確認済証(以下「確認済証」という。)の写し

(2)、(3) [略]

2 [略]

(公表する事項及び期間)

第9条 条例第16条に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) [略]

(2) 法第6条の2第6項若しくは第18条第19項の規定による通知(次号及び第4号において単に「通知」という。)又は法第77条の32第2項の規定による指示(次号から第5号までにおいて単に「指示」という。)の別

(3)～(6) [略]

2 [略]

2 項において準用する場合を含む。以下同じ。)又は第18条第3項(法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により交付を受けた確認済証(以下「確認済証」という。)の写し

(2)、(3) [略]

2 [略]

(公表する事項及び期間)

第9条 条例第16条に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) [略]

(2) 法第6条の2第6項の規定による通知(次号及び第4号において単に「通知」という。)又は法第77条の32第2項の規定による指示(次号から第5号までにおいて単に「指示」という。)の別

(3)～(6) [略]

2 [略]

様式第3号中

「第14条 市長は、指定確認検査機関が法第7条の2第1項(法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)又は第7条の4第1項(法第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に

よる検査（以下この条及び次条において単に「検査」という。）の業務を行おうとする場合において、業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該検査の業務の状況を調査することができる。」を

「第14条 市長は、指定確認検査機関が法第7条の2第1項（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）、第7条の4第1項（法第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。）又は第18条第23項（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）若しくは第32項（法第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による検査（以下この条及び次条において単に「検査」という。）の業務を行おうとする場合において、業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該検査の業務の状況を調査することができる。」に改める。

（建築物等における環境配慮の推進に関する条例施行規則の一部改正）

第3条 神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例施行規則（平成24年6月規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（特定建築物の新築等に係る届出の期限） 第7条 条例第9条第3項に規定する規則で定める日は、次の各号に掲げる届出を行う者の区分に応じ、そ	（特定建築物の新築等に係る届出の期限） 第7条 条例第9条第3項に規定する規則で定める日は、次の各号に掲げる届出を行う者の区分に応じ、そ

れぞれ当該各号に定める日とする。

(1)、(2) [略]

ア、イ [略]

ウ 法第18条第2項又は第4  
項の通知を行う日

れぞれ当該各号に定める日とする。

(1)、(2) [略]

ア、イ [略]

ウ 法第18条第2項の通知を  
行う日

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。